

# 「全訂第2版 一目でわかる登記嘱託書の作り方」

## お詫びと訂正

本書に下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

### < 1 >

312 頁「第 1 国の公売処分による所有権移転等の登記〔書式 68〕」

319 頁「第 2 地方公共団体の公売処分による所有権移転等の登記〔書式 69〕」

324 頁「第 3 随意売却による所有権移転等の登記〔書式 70〕」

以上の各「登記嘱託書」中、「登録免許税」の項目にある「(租税特別措置法第 72 条第 1 項第 1 号)」をそれぞれ削除する。

### < 2 >

316 頁【注 14】・323 頁【注 14】・327 頁【注 14】の各第一段落

〔誤〕

【注 14】 登録免許税額を表示する（規則 189 条 1 項）。この金額は、【注 13】に表示した課税価格の 1000 分の 20 とされているが（登録免許税法別表第一・一・(二)ハ）、土地について、一定の期間内に登記を受ける場合には、その金額が軽減される（租税特別措置法 72 条 1 項 1 号）ことから、その根拠となる法令の条項を書式例のように表示する（規則 189 条 3 項）。

〔正〕

【注 14】 登録免許税額を表示する（規則 189 条 1 項）。この金額は、【注 13】に表示した課税価格の 1000 分の 20 とされている（登録免許税法別表第一・一・(二)ハ）。

以上